

## 法的ご説明

1. 書籍を著作権者の許諾なくスキャナーなどを利用してデジタル化することは、原則として複製権(著作権法21条)侵害になります。
2. 但し、個人が私的使用のために複製することは、例外として複製権侵害になりません。  
(著作権法30条 私的使用のための複製)  
そのためには、
  - ① 個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とし、かつ
  - ② その使用者が複製することが必要です。
3. 従って、下記の場合は、前述の例外には該当しないので、複製権の侵害となります。
  - ① 事業者に委託して複製(デジタル化)すること  
…「その使用者が複製すること」に該当しません。
  - ② 会社その他業務で使用することを目的とするとき  
…「個性的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする」に該当しません。  
\* 「これに準ずる限られた範囲内」とは、家族のような個人的結合関係のある少人数のグループをいいます。

著作権法

(複製権)

第二十一条 著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。

(私的使用のための複製)

第三十条 著作権の目的となつてゐる著作物(以下この款において単に「著作物」という。)は、個人的  
に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること(以下「私的使用」という。)  
を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用者が複製することができる。

- 一 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器(複製の機能を有し、これに関する装置の全部又は主要な部分が自動化されている機器をいう。)を用いて複製する場合
  - 二 (略)
  - 三 (略)
- 2 (略)

Q：デジタル化を行う事業者は、依頼者からの指示によりデジタル化しているだけなので、「依頼者の手足としてデジタル化しているだけ」とは考えられませんか？

A：家族に依頼してコピーをしてもらうような場合であれば、その家族は複製するものの「手足」として複製作業をしているにすぎないということができますが、独立した事業者として、多くの人たちから料金を取ってデジタル化を業として行っているものですから、デジタル化という複製の主体であり、委託した者の「手足」とは認められません。

Q：自分で、個人的に使用する目的で自分でデジタル化することは許されるのに、それを事業者に依頼して行なうことが許されないのはなぜですか？

A：私的使用のための複製が例外的に許されるのは、家庭内のような閉鎖的な私的領域における零細な複製であれば、著作権者の利益を害することも僅かであり、許容されたからです。

事業者が業としてデジタル化を行えば、大量の書籍のデジタル化が容易に可能となります。このような複製まで許容することは、著作権者の利益を害するもので「私的使用のための複製」が予定している範囲外の行為ということになります。

なお、コンビニに設置してあるコピー機等を用いた複製は、私的使用のために使用者が行うのであれば、現行著作権法上は許容されていますが、事業者が業として行うデジタル化がこれに該当しないことは明らかです。